

教育委員会 11月定例会会議録（要旨）

| 招集月日 | 令和4年11月10日（木） | |
|---|---|---|
| 招集場所 | 瀬戸市役所4階 庁議室 | |
| 教 育 長 | 加藤 正彦 | |
| 出席委員 | 委 員 青山 貴彦 委 員 小澤 慎太郎 委 員 加藤 千春 | 委 員 田中 直美 委 員 竹川 典子 委 員 稲垣 遼 |
| 欠席委員 | なし | |
| 議案説明のため に出席した職員 | 教育部長 教育政策課長 学校教育課主幹 学校教育課主幹 図書館長 まちづくり協働課長 文化課長 スポーツ課長 | 磯村 玲子 谷口 墾 長谷川 武宏 加藤 都志雄 吉村 きみ 杉江 圭司 井上 紀和 中村 浩司 |
| 書記 | 教育政策課課長補佐兼企画係長 教育政策課企画係 | 松見 健一 梅原 明江 |
| 傍聴人數 | 0名 | |
| 開会時刻 | 午後2時00分 | |
| 閉会時刻 | 午後2時48分 | |
| 議題 | 可否 | |
| 1 報告 | | |
| (1) 催物の後援・推薦に係る審査結果報告について (2) 催物の後援・推薦に係る実績報告について (3) 令和4年10月請願について (4) 学校給食費未納について (5) せと歴！「水野の殿様街道を歩く」、「秋の馬ヶ城」について (6) 第71回瀬戸地方近郊駅伝競走大会及び第12回瀬戸市小学生駅伝大会の開催について | | |
| 2 議案 | | |
| 第36号議案 令和4年度瀬戸市教育委員会12月補正予算（案）について 第37号議案 瀬戸市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について 第38号議案 令和4年10月請願について | 可 可 不可 | |
| 3 その他 | | |

| | |
|---------------|---|
| | 開会 午後2時00分 |
| 教 育 長 | <p>ただいまから、令和4年11月定例会を開催します。</p> <p>10月教育委員会定例会会議録（要旨）の承認を受けた。</p> <p>1 報 告</p> <p>(1) 催物の後援・推薦に係る審査結果報告について</p> <p>(2) 催物の後援・推薦に係る実績報告について</p> <p>教育政策課長から、審査結果報告書に基づき、「一般社団法人瀬戸青年会議所2022年度『火』の魅力体験事業（スカイランタン）」をはじめ、12件について催物の審査結果を報告。</p> <p>併せて、実績報告書に基づき、「シャララ万博カーニバル」をはじめ、13件の催物の実績について報告。</p> <p>(3) 令和4年10月請願について</p> <p>学校教育課主幹から、資料に基づき報告。</p> <p>(4) 学校給食費未納について</p> <p>学校教育課主幹から、資料に基づき報告。</p> |
| 青 山 貴 彦 委 員 | 最近食費がなかなか出せないという家庭があり、色々な市町で子ども食堂などのボランティア活動をやっていると聞きます。給食費を部分的にでも公費負担する等、そういうことのお考えはありますか。それともう1つ、部分的でも構いませんが民間業者への委託等を行って、コストダウンを図れないかと思いますがそういうお考えはありますか。 |
| 学 校 教 育 課 主 幹 | まず公費で給食費の負担をすることを考えているかということですが、確かに県下各市の状況を見ますとそういったことで公費負担を取り入れていくという自治体が増えているのは事実でございます。本市におきましても、今後とも給食費の状況を注視しながらその必要があるかないかということを含めて、検討を続けてまいりたいと考えております。民間の業務委託をしているわけですけれども、こちらの経費の方を削減できないかというお話をしたが、今調理員の募集がなかなか追いつかないという状況もありますし、賃金アップという社会情勢もございますので、なかなか費用の削減には取り組めていない状況ですが、市としてそうした努力も惜しまずに検討してまいりたいと考えております。 |
| 加 藤 千 春 委 員 | 給食費の公費負担ということですけれども、食材費等の上昇分を市が負担するということで先日補正予算をあげられたと思うのですが、実際のところ今1食あたり何円くらい上昇分として補填しておられるのか教えてください。 |
| 学 校 教 育 課 主 幹 | 補正予算をいただきまして、国の臨時交付金を活用して、給食費の赤字の部分を補填していくこうと考えておりますが、それは最終的に決算の段階でいくら補填するということを決めようと思っております。栄養バランスを保ちながら質を落とさない給食をしていくと、最終的にいくらになるかはちょっとまだ見当がつきませんが、10,000千円程度の赤字補填になるのではないかと考えております。 |
| 加 藤 千 春 委 員 | 業者への支払いはどういうふうになっているのですか。業者には支払っているの |

| | |
|---------|--|
| | よね。入りは従来どおりで、払う分は上がっているとするとその差額分は市ではなくて別のところが負担しているのですか。 |
| 学校教育課主幹 | 以前のように学校給食会で計上している場合は口座の支出が収入を超えることはできませんので、補填をしていかなければならないのですが現在は市の一般会計の大きな枠の中で執行しておりますので、市が赤字の部分を保有している状況で、決算の段階ではそういうことはないという形に持っていくということでございます。 |
| 教育部長 | 給食費の問題について、ご意見を頂戴しましてありがとうございます。ぜひ他の委員の皆様におかれましてもこの点についてお考えがあれば伺いたいと思っております。就学援助を受けているお子さんに関しては、そもそも給食費が就学援助でカバーされております。給食費の公費負担は広く一般家庭への支援という側面が出てくるものになります。本市といたしましてはこれまで令和3年度には児童手当を受けているお子さんに100千円の支給をし、今年度については県の方から10千円、市の方から5千円という形で広く手当を支給する予定です。このように、市全体のお子さんへの支援の中で、給食費をどのようにしていくかということを考えていく必要があると思っています。ただ先ほども給食センター主幹が申し上げましたとおり、今後さらに状況が悪くなることも考えられますので、そういった時点においてどのようなことをするのがいいかということについては、委員の皆様のご意見踏まえまして検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。 |
| | (5) せと歴！「水野の殿様街道を歩く」、「秋の馬ヶ城」について 文化課長から、資料に基づき報告。 |
| | (6) 第71回瀬戸地方近郊駅伝競走大会及び第12回瀬戸市小学生駅伝大会の開催について スポーツ課長から、資料に基づき報告。 |
| | 2 議案 第36号議案 令和4年度瀬戸市教育委員会12月補正予算（案）について 教育政策課長から、資料に基づき説明。 |
| 加藤千春委員 | 小学校費と中学校費、特別支援学校費でそれぞれ光熱水費の補正を見ると、小学校費は当初予算が134,000千円、中学校費は54,000千円、特別支援学校費は3,800千円に対して、小学校費と中学校費では10%未満の額の補正ですが、特別支援学校費は当初予算に対して80%近い額を補正する案になっているのですが、特別支援学校において光熱水費でなにか特別な事情があるのでしょうか。 |
| 教育政策課長 | 光熱水費が電気、水道、都市ガスになりますけれども、今回補正額が多いのは都市ガスで、エアコンの冷暖房などで使うものですが、こちらになります。小中学校の中で都市ガスを利用している学校の割合が少なくなっています。特別支援学校については萩山小学校と光陵中学校の両方で都市ガスの利用がございます。そのため割合が大きくなっているというものでございます。対象となる学校数につきま |

| | |
|---------|---|
| | <p>しては、小学校が16校ございますがそのうち3校、中学校は7校ございますがそのうち3校、特別支援学校は2校のうち2校ということで、ほぼガスエアコンの燃料代ということでございます。今回の光熱費の補正につきましては全庁的に一律令和3年度の実績に0.5倍した額を計上しております。当初予算額に対する当該補正予算額の割合が高くなつたことにつきましては、こうした事情がございまして、その他に特別な事情があるということではございません。</p> |
| 教 育 長 | <p>他にご意見、ご質問はございませんか。ないようであれば採決を行います。 第36号議案について、原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| | 異議なし。（全員挙手） |
| | <審議の結果、原案どおり承認する> |
| | <p>第37号議案 濑戸市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について 教育政策課長から、資料に基づき説明。</p> |
| 稻垣 遼 委員 | 規則の一部改正に係る経緯を改めて教えてください。 |
| 教育政策課長 | 本議案につきましては、昨年11月に請願書を受理しております。その後、本年1月の定例教育委員会において、瀬戸市教育委員会会議規則第17条第3項に基づき、議案として提出をいたしました。そして審議の結果、決定したものでございます。そして今般、規則の一部改正に伴う手続きを行うことから、当該議案として提出したものでございます。 |
| 稻垣 遼 委員 | 経緯については了解いたしました。意見に近くなってしまいますが、請願の権利自体は憲法上にも記載されておりますし、意思表明であつたりとか民意の反映という重要な制度だと思っております。こういう形で事由を述べることができるというのは、書面だけではない思いがあつたりとか、請願の制度の重要性というところから鑑みて、適切なことだと考えております。その上で、今ご説明いただいたとおり、1月に採択され、規則改正に至るまでに時間がかかっているように思いますが、何か理由があるのでしょうか。 |
| 教育政策課長 | こちらにつきましては、愛知県や他市町の規則なども参考にさせていただき、様々な観点から研究を重ねていたことから今般の11月定例会における議案提出となりました。 |
| 教 育 長 | <p>他にご意見、ご質問はございませんか。ないようであれば採決を行います。 第37号議案について、原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| | 異議なし。（全員挙手） |
| | <審議の結果、原案どおり承認する> |

| | |
|---------------|---|
| 教 育 長 | <p>ここで、先ほど報告事項にありました（3）令和4年10月請願について、第38号議案として上程いたします。</p> <p>第38号議案 令和4年10月請願について 学校教育課主幹から、資料に基づき説明。</p> |
| 青 山 貴 彦 委 員 | 前回ご説明のあった内容の確認になりますが、瀬戸市学校設置条例において、にじの丘小学校、にじの丘中学校を定め、それぞれ校長を置いていることから別の事業所として取り扱っているということでおろしかったでしょうか。 |
| 学校 教 育 課 主 幹 | 委員のおっしゃるとおりでございます。 |
| 青 山 貴 彦 委 員 | 教職員10人から49人の学校では、衛生推進者を選任することとなっておりますが、にじの丘小学校、中学校においてもそれぞれで衛生推進者が選任されておりますでしょうか。 |
| 学校 教 育 課 主 幹 | どちらの学校も養護教諭が衛生推進者として選任されております。なお、瀬戸市の場合、各学校ごとに教職員衛生委員会を設置しており、にじの丘小学校、にじの丘中学校においても、それぞれ委員会を設置しております。 |
| 小 澤 慎 太 郎 委 員 | 教職員衛生委員会をはじめ各種委員会につきまして、学校経営案に記載されていますけれども、この書き方を見ると小学校・中学校それぞれに設置をされているのか、あるいは1つであるのかということがわかりにくく、誤解を招くものと思われます。それに委員会があるならば、それぞれに記載すべきだと思いますがいかがでしょうか。 |
| 学校 教 育 課 主 幹 | 委員のご指摘のとおり、この記載方法では1つの委員会であるのか、それぞれ委員会があるのかわかりにくい表現となっております。にじの丘小学校、にじの丘中学校とともに、わかりやすい記載方法となるよう今後検討してまいります。 |
| 小 澤 慎 太 郎 委 員 | 今回請願において、虚偽の説明をした学校教育課長の処分を求めておりますが、虚偽の説明をしたとは判断できず、処分するものではないと考えます。このため、前回の請願について、再度審議する必要もないと思います。 |
| 加 藤 千 春 委 員 | 小学校と中学校がそれぞれ別の事業所だということについては、例えば労働局とかそういうところに確認をされたということはございますか。 |
| 学校 教 育 課 主 幹 | 以前県の労働局に確認はさせていただきました。例えば法人格のある企業さんで、同じ建物の中に法人格が2つあるような企業さんがあると思いますけれども、そういったところについても事業所が1つということでなく、それぞれの組織でやっているので、それで対応すると聞いております。今回学校についてはどうですかと確認をさせてもらったところ、条例でそれぞれ置いてございますので、別々の組織と判断できますとご回答いただきました。 |
| 稻 垣 遼 委 員 | 今回出ている産業医の選任については、安全衛生法上の産業医の選任という理解でよろしいでしょうか。 |
| 学校 教 育 課 主 幹 | おっしゃるとおりでございます。 |

| | |
|-------------------------------|---|
| 稻垣遼委員 | そうなると、言葉の問題ではありますが請願書の中では事業所というものが出てくるのですが、おそらく安全衛生法上は事業場という言葉が正確だと思います。先ほどから組織が異なれば、別の場所であれば別だということで、私もそのような考えでよいかと思います。今回請願書に書いていらっしゃる内容は、場所の統一性があれば同じ事業場として把握するんだということでございますけれども、先ほど加藤委員からもご質問があったとおり、同じ場所であっても組織が別であれば別の事業場ととらえる理解でよろしいでしょうか。 |
| 学校教育課主幹 | 私共としてはそのように理解しております。 |
| 教 育 長 | 他にご意見、ご質問はございませんか。ないようであれば採決を行います。本請願を採択することに賛成の方は挙手をお願いします。 |
| | 挙手なし。 |
| | ＜審議の結果、不採択＞ |
| 3 その他の 教育政策課長から、日程について、説明。 | |
| 加藤千春委員 | 現在の中学生3年生が受験する県内の公立高校の入試制度が本年から変わりまして、従来は2校志望して2回受験することが可能でしたが、今度から2校志望はするけれども試験は1回というように変わります。あわせて、昨年度までに比べて日程が公立は約3週間から1か月前倒しになっており、私立でも約2週間前倒しになっております。私立高校の推薦入試は1月16日から始まりますので、3学期が始まるとすぐに入試がスタートすることになります。こうした高校入試日程の前倒しが中学校現場の教育活動、具体的に言うと授業の進め方や行事日程、進路指導などにどのような影響を及ぼしているのか教えていただきたいです。 |
| 教 育 長 | 高等学校に出す成績は、従来は3年生の学年末の評価評定を出しておりましたが、それが2学期末のものを探すということになります。入試日程が早くなりましたが、3年生の3学期については従来よりも早めに成績処理、進路指導等が入ってきますので、従前と比べまして時間の確保が難しくなってくることになりますので、それが学校に大きな影響を及ぼすということと、もう1点、今まで卒業式が終わったあとに入試がありましたけれども、来年の入試につきましては卒業式の前に入試が行われるということで、その辺りの生徒への指導も変更があるということです。 |
| 田中直美委員 | 高校入試が前倒しになることで、今まで公立高校の合格発表があった後、説明会とか保護者はとても忙しかったのですが、そういう説明会等も前倒しで早くなっていくのでしょうか。 |
| 教 育 長 | 基本的に高等学校の3年生の進路指導等が終わったところで、新入生の入学説明会を行いますので、大学入試が基本的に動いておりませんので、おそらくは例年通りの日程で動くだろうと私は見ています。公立高校については、各中学校の方から |

連絡いたします。私立については学校ごとですので、またその時期になつたら注視をしていただけるといいかなと思います。

教育政策課長より、10月定例会の議事録において、閉会の時間が誤っており、正しくは午前10時30分であったことを説明。

学校教育課主幹より、優れた教育活動に取り組む教職員の表彰について、愛知県教育委員会表彰を瀬戸市から2名の教員が受賞することになった旨、説明。

閉会 午後2時48分

教育長

かづ藤正彦

教育長職務代理者

吉山貴彦